

# ちくほう 労働者支援だより



## 解雇・雇止め集中相談会のご案内

解雇、雇止め、その他労働問題に関するご相談をお受けします。  
一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

相談無料

秘密厳守

【日 時】 令和6年2月20日(火)、2月21日(水)  
9:00~20:00まで (受付は19:30まで)

【場 所】 福岡県筑豊労働者支援事務所  
飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

【電 話】 0948-22-1149



◎予約優先 (予約なしでも可)。

◎来所のほか、電話相談もお受けしています。

(労働者・使用者いずれの相談も対応いたします。)

◎相談内容によっては、弁護士と連携した相談も行います。

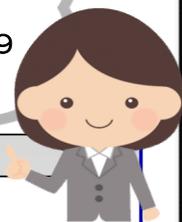


## 労働相談 (通常) のお知らせ

筑豊労働者支援事務所では、労働条件、解雇、職場のいじめなどの労働問題についての相談をお受けし、助言や情報提供等を行うことで自主的な解決が図られるよう支援しています。  
お気軽にご利用ください。

ご相談や出張相談の予約はこちらにお電話ください。

☎ 0948 (22) 1149



区分	日 時	会 場
通常相談 (来所・電話)	平日 8時30分~17時15分 (祝日、年末年始を除く)	筑豊労働者支援事務所
夜間電話相談	毎週水曜日 17時15分~20時 (祝日の場合は翌日。年末年始を除く)	※転送電話により、県内4か所の労働者支援事務所が輪番制で対応します
メール相談受付	随時受付 ※回答は電話等で行います	専用メールアドレス chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp
職場の悩み相談 (女性対象)	毎月第1水曜日 10時~12時 (前日12時までに要予約)	イイツカコミュニティセンター (飯塚市男女共同参画推進センター「サンクス」)
出張相談	毎月第3火曜日 13時~16時 (前日12時までに要予約)	直方市役所 1階 市民相談室
	毎月第4水曜日 13時~16時 (前日12時までに要予約)	田川市役所 会議室
	随時予約受付	直方市、田川市、嘉麻市の各市役所庁舎等



# 知っていますか？ 噂の2024年問題！

## ☆実は時間外勤務の取り扱いのこと☆

### ★そもそも労働時間とは・・・

労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間を言います。現実に作業している時間だけでなく、手待ち時間や作業前の準備・作業後のあとかたづけなど使用者の明示的・默示的な指示により労働者が業務を行う時間は労働時間に当たります。

労働時間に該当するかどうかは、客観的にみて、労働者の行為が使用者から義務付けられたかどうかによって判断されます。



### 【労働時間・休日に関する原則】

- 法律で定められた労働時間の限度  
1日8時間 及び 1週40時間
- 法律で定められた休日  
毎週少なくとも1回



### <原則を超える場合>

36協定（労働基準法36条に基づく労使協定）  
の締結・届出が必要です！

### ★時間外労働の上限 ～健康の確保と働きやすい職場環境の為に～



長時間労働は、健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因となっています。長時間労働を是正することによって、ワーク・ライフ・バランスが改善し、働きやすい職場環境を作ることができます。このことを実現するため、2019年4月「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されました。

また、労基法の主な改正の内容は以下のとおりです。

### <ポイント>

これまで、時間外労働の上限は罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限なく時間外労働を行わせることが可能となっていました。2019年の法改正により、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回るできない上限が設けられました。

### 【時間外労働の上限】

- 時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別な事情がなければ、これを超えることは出来ません。
- 臨時的な特別な事情があって労働者及び使用者双方が合意する場合でも、  
時間外労働・・・**年720時間以内**  
時間外労働+休日労働・・・**月100時間未満、2～6か月平均80時間以内**  
とする必要があります。
- 原則月45時間を超えることができるのは、**年6か月**までです。 \*一部業種は内容が異なります。

### <2024年問題とは>

2019年の労基法改正の際に、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた業種に「自動車運転業務」「建設業」「医師」があります。2024年4月1日以降はこれらの業種にも時間外勤務の上限の規制が行われます。特に、他業種より労働時間が長いとされる自動車運転業務（トラックドライバー）については、緩やかな規制（時間外労働の上限規制は年間960時間）になっているとはいえ、労働時間が制限されることで、1日に運ぶことのできる量の減少、トラック事業者の売り上げの減少、ドライバーの収入減少による担い手不足などが懸念されています。

これが、いわゆる物流の「2024年問題」です。とはいえ、労働者の健康のためにも労働時間の規制は必要であることは忘れてはいけません。

働きやすい環境を作ることが大事です！



右ページもぜひ参考に。



毎号ご案内していますが、

福岡県 筑豊労働者支援事務所は「アレ」で  
「働き方改革企業」を応援しています!



### 「アレ」の参加メリット

- ・助成金、セミナー、相談会等をメールでお知らせ!  
⑦ 有益情報をGet!
- ・ハローワーク求人票に「働き方改革企業」とPR!  
⑦ 求職者へイメージアップ!
- ・県の競争入札 参加資格審査の「地域貢献活動評価」の加点対象  
⑦ 「5 雇用拡大」と「36 働き方改革の推進」が対象(要件あり)  
…他にも、いろいろと、メリットはありますが、



御社皆様の笑顔(〜♪)が「アレ」の一番のメリットです!

### 「アレ」の「よかばい」とは、

「余暇【よか】を増やす年休取得推進」と  
「良い【=よか】(good)」という意味です。

# Good!



### Change!

### 「アレ」の「かえるばい」とは、

「定時退社【=かえる】して残業を削減する」と  
「変える【かえる】(change)」という意味です。



◆詳細、参加申込は右のQRコード、または、働き方かえるばい 検索

ところで「アレ」とは、

のことです。

## 「よかばい・かえるばい企業」ただいま参加企業募集中!!



団体交渉が進展しないとき

### 労働組合と使用者との トラブルの解決は 労働委員会へ

労働問題に詳しい、大学教授、弁護士、  
組合の役員、経営者団体の役員などの  
委員がサポートします。

不利益な取り扱いを受けたとき



福岡県労働委員会事務局

- 労使紛争の調整(あっせんなど) 調整課 (092)643-3980
- 不当労働行為の審査、労働組合の資格審査 審査課 (092)643-3982



詳しくは  
HPを!



事業主さん

## 安心・有利・手軽な 国の退職金制度を活用しませんか。



# 中退共 職金共済制度

詳しくは  
ホームページをご覧ください。

中退共

検索

国の退職金制度

掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

外部積立型で管理も簡単

退職金試算額などをお知らせします。

# 福岡県の最低賃金のお知らせ



福岡県最低賃金	1時間 941円	効力発生日 令和5年10月6日
---------	----------	--------------------

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。

◎下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます。但し、18歳未満又は65歳以上の方などの適用除外対象者は除きます。

特定最低賃金	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 1,053円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 1,019円
輸送用機械器具製造業	1時間 1,029円
自動車（新車）小売業	1時間 1,028円
百貨店、総合スーパー	1時間 945円
※上記に該当しない産業は、令和5年10月6日改正の福岡県最低賃金（1時間941円）が適用されます。	

詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金室(☎092-411-4578)又は、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。最低賃金特設サイト (<https://saiteichingin.info/>) もあります。



## ☆ 子育て女性の働きたい！を応援します！

働きたい女性の就職に関するご相談をお受けし、お仕事を紹介します！



### 福岡県子育て女性就職支援センター筑豊

〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階 筑豊労働者支援事務所内  
 ☎ 0948-22-1681  
 (月～金曜 8:30～17:15 祝日・年末年始を除く)



### 案内図

福岡県飯塚総合庁舎敷地内  
 福岡県筑豊労働者支援事務所（別館2階）  
 ※JR新飯塚駅から約800メートル(徒歩約15分です。)

■編集・発行■ 令和6年1月発行  
**福岡県筑豊労働者支援事務所**  
 〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号  
 福岡県飯塚総合庁舎別館 2階

TEL:0948-22-1149  
 FAX:0948-22-4118